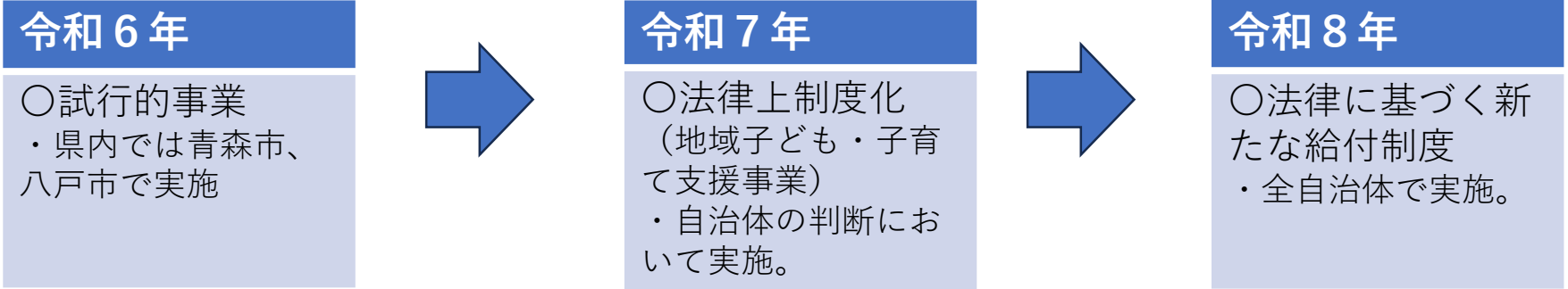
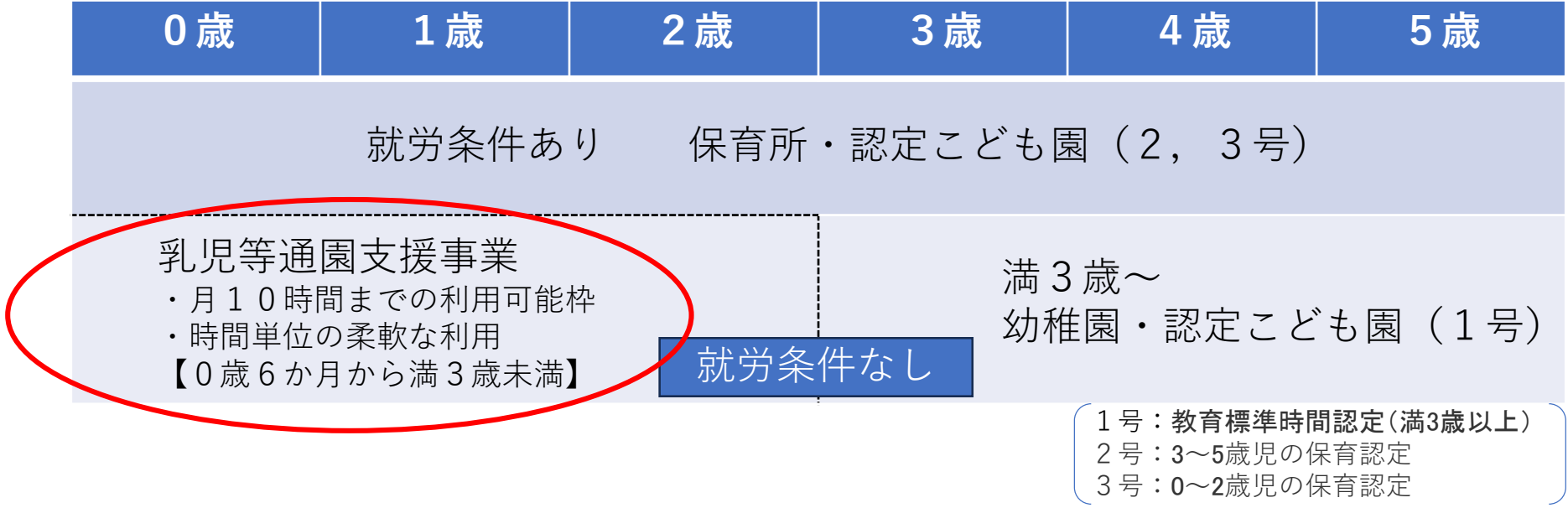


乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

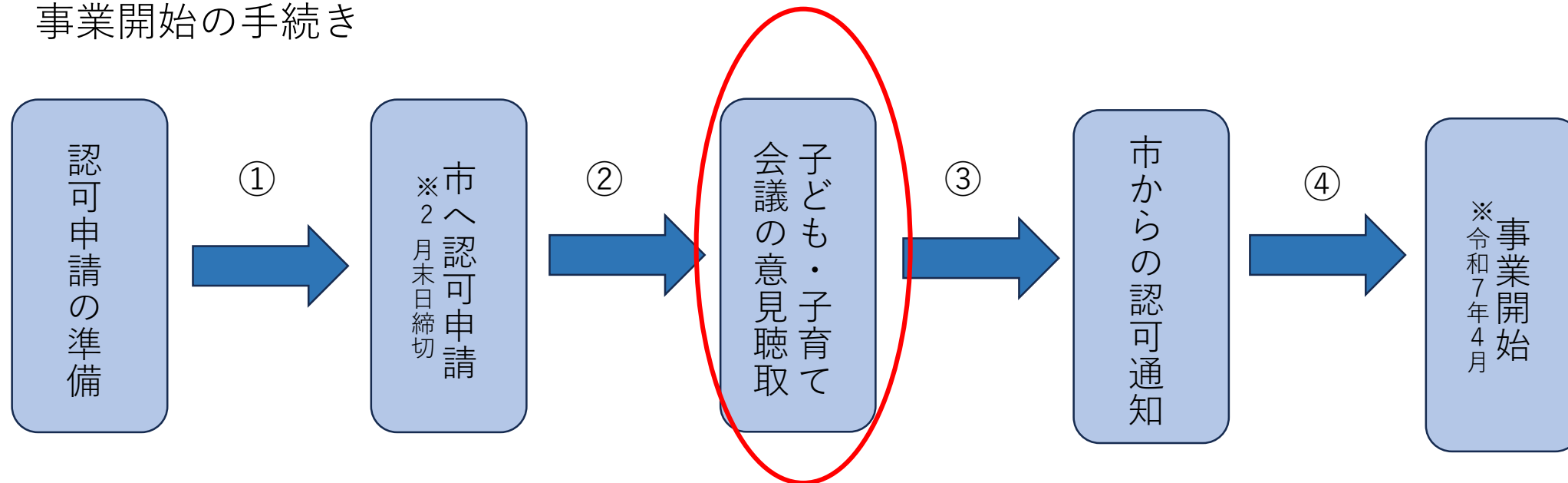
1 概要

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、保育所・認定こども園・幼稚園等（以下「保育所等」という。）に通っていないこどもを対象に、就労要件を問わず保育所等を利用できる事業。



- ① 対象児童
保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児
- ② 利用できる時間
こども一人当たり月10時間の利用を限度とする。
- ③ 単価
○補助基準額：こども1人1時間当たり 0歳児1,300円 1歳児1,100円 2歳児900円
※令和7年度は補助事業として実施。（負担割合 国：3/4、市：1/4）
○利用料金：各施設が設定（1時間300円以内で設定）
※一時預かり事業と同額とすることを推奨している。
- ④ 実施施設
保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所、認可外保育施設において、
市が乳児等通園支援事業の認可をした施設
- ⑤ 実施方法
一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

2 事業開始の手続き



- ① 対象施設に対してオンライン説明会を実施（R6.12.20）
乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例：3月議会へ提出。
- ② 条例に基づき、市が認可の審査を行う。
※ 内閣府令において、条例制定施行されるまでの間は、府令に規定する基準を条例で定める基準とみなすことができることが経過措置で設けられている。
- ③ **書面により意見を聴取。**
※市において基準を満たしているか審査を行い、子ども・子育て会議の委員に適しているか判断していただく。
- ④ 保護者向けへの周知。（広報ひろさき4月号、市ホームページ、チラシなど）

3 令和7年度の実施に向けたスケジュール

年月	国	市	施設
令和7年1月	1/14内閣府令の公布	1/23認可申請受付開始	
2月	・2月中旬 実施要綱案 ・2月下旬 認可について		4月開始分認可申請締切 令和7年2月末日まで
3月		・乳児等通園支援事業の設備及び 運営の基準を定める条例案提出 ・3月中旬 子ども・子育て会議 委員へ書面により意見聴取 ・3月下旬 認可通知発出	・事業開始準備
4月			4/1事業開始
5月			
6月			10月開始分認可申請締切 令和7年6月末日まで
7月		7月中 子ども・子育て会議にて意 見聴取	
8月		8月中 認可通知発出	
9月			
10月			10/1事業開始